

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

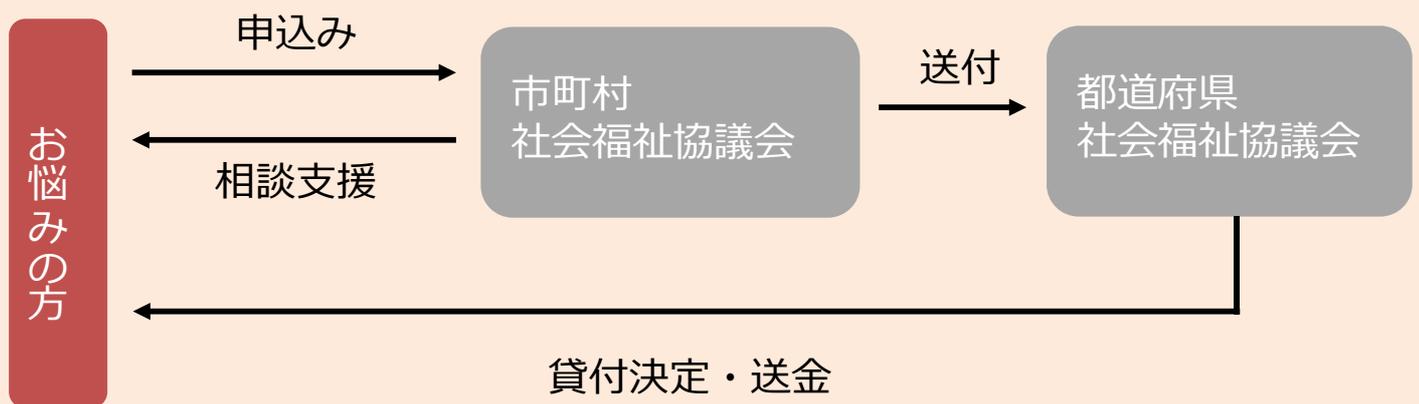
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問い合わせ先へお願いします。

貸付手続きの流れ



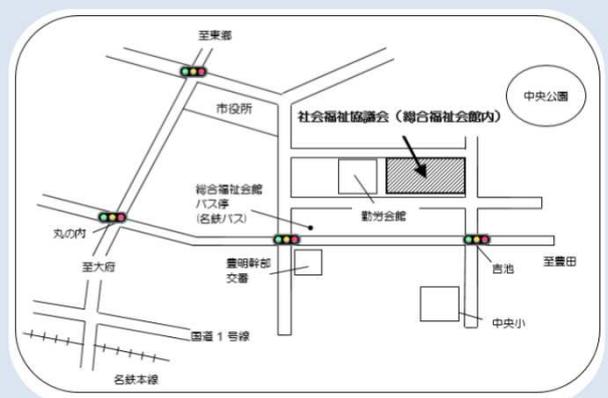
お問合せ先

豊明市社会福祉協議会

〒470-1116
豊明市新田町吉池18番3 豊明市総合福祉会館内

電話：93-5051

受付時間：(月～金曜日 9:00～16:00)



休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■ 貸付上限額

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■ 据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■ 償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 申込先

豊明市社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金） ※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■ 貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■ 据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■ 償還期限

10年以内

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■ 申込先

豊明市社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

必要書類等について

①借受申込者「本人」であることを証明する書類等

(健康保険証、運転免許証、預金通帳、会社等の身分証明書など)

※可能であれば2点以上

②新型コロナウイルスの影響によって令和2年1月以降の月収入の減少を確認できる書類等

(給与振込通帳、給与明細など)

③住民票(世帯全員が記載されたもの)

※実際にお住いの住所と住民票の住所が同じものである必要があります

④通帳

⑤実印

⑥印鑑登録証明書

※その他、審査において追加で書類の提出を求める場合がございます。

上記の必要書類をご準備の上、窓口にお伺いください。

※上記書類等について、やむを得ない事情によりご準備できない方は、ご相談ください。

※ 「新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少」がある方「本人」からの申請が原則です。家族等代理の方による申請の場合は「委任状」が必要となります。様式は自由です。以下を参考に、ご用意ください(要押印・認印可)。委任者、代理人双方の身分証明書が必要です。

委任状

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会
会長 鈴木 雅 男 様

(代理人) 住 所

名 前

Ⓜ

委任者との関係

私は上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

委任事項

緊急小口資金特例貸付借入申込に関する一切の手続きについて

以上

(委任者) 住 所

名 前

Ⓜ